

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年6月1日（令和5年（行情）諮問第454号）

答申日：令和5年12月18日（令和5年度（行情）答申第524号）

事件名：行政文書ファイル「平成18年法令 安全確保訓令及び実施通知一部
改正」につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書49（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年4月17日付け防官文第7505号及び令和5年3月23日付け同第5976号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

(1) 審査請求書1（原処分1について）

電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

本件開示決定で電磁的記録を特定していないのは、実質的な不開示決定（かつその事実の隠蔽）であり、その取消しと、具体的な電磁的記録形式の特定・明示を求めるものである。

(2) 審査請求書2（原処分2について）

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

ウ 電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

エ 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。

オ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成31年4月17日付け防官文第7505号により、本件対象文書のうち、文書1について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和5年3月23日付け防官文第5976号により、本件対象文書のうち、文書2ないし49について、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約4年を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間

を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「電磁的記録についても特定を求める」としているが、本件対象文書は紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。
- (2) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (3) 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。
- (4) 審査請求人は、「文書の特定に漏れがないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (5) 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらぬ。
- (6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年6月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月15日 審議
- ④ 同年11月27日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年12月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、

本件対象文書を特定した上で、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対して審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書以外の本件請求文書に該当する文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室（平成31年4月、大臣官房文書課公文書監理室に組織改編。）において保有する行政文書ファイル（以下「本件ファイル」という。）につづられた文書を求めるものであったことから、開示請求時（平成31年2月）に本件ファイルにつづられていた本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書は紙媒体で管理しているものであり、電磁的記録では管理しておらず、保有していない。

ウ 本件ファイルを確認したところ、本件対象文書がつづられていることを確認し、その他につづられている文書はなかった。

エ 本件審査請求を受け、再度、公文書監理室の書棚及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

(2) 以下、検討する。

上記(1)イの諮問庁の説明に関し、当審査会事務局職員をしてe-Gov（電子政府の総合窓口）の「行政文書ファイル管理簿の検索」において確認させたところ、本件対象文書の「媒体の種別」欄に「紙」と記載されており、諮問庁の上記(1)イの説明に符合することが認められる。また、上記(1)アないしウの諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、上記(1)エの探索の範囲等に問題があるとも認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1、3、5、7、9、12、13、16ないし18、22、24、25、27ないし30、33及び34に掲げる不開示部分には、起案者、決裁者及び担当者の氏名等が記載されていると認められる。

ア 標記不開示部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員

をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分を開示すると、特定部署内の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、更には特定部署内の業務や各職員の異動先の業務に関して執ように開示請求が行われ、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

イ これを検討するに、当該部分を開示すると、特定の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記アの説明は否定し難く、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号2, 4, 6, 8, 10, 14, 15, 19ないし21, 23, 26, 31及び35に掲げる不開示部分には、職員の内線番号, FAX番号及びメールアドレスが記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためと認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の番号11及び32に掲げる不開示部分には、情報本部の情報業務に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊における情報業務の実施態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるためと行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号, 3号, 5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、

本件対象文書を特定したことは妥当であり，不開示とされた部分は，同条3号及び6号柱書きに該当すると認められるので，同条1号及び5号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫，委員 田村達久，委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

裏面の行政文書ファイル（連番４１～５０）に綴られた文書の全て。
「平成１８年法令 安全確保及び実施通知一部改正」

2 本件対象文書

- 文書１ 防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の一部を改正する訓令（平成１８年防衛庁訓令第７７号）（「防衛省訓令の制定について」の浄書のみ。）
- 文書２ 「防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令」及び「防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施について（官房長通知）」の一部改正概要について（１８年７月）
- 文書３ 防衛庁の保有する個人情報の適正な取扱いについて（長官官房文書課 情報公開・個人情報保護室 平成１８年７月）
- 文書４ 防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施について（通知）（官文第６３１８号。１８．６．３０）
- 文書５ 防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の一部を改正する訓令（原議写）
- 文書６ 防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施について（原議）
- 文書７ メール RE：個人情報安全確保 官房長通知について
- 文書８ 説明用資料：「防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の一部を改正する訓令案」について（情報公開・個人情報保護室）
- 文書９ 防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の一部を改正する訓令案について ６／２７（火）法令審査会議了（平成１８年６月 長官官房文書課）
- 文書１０ 防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の一部を改正する訓令案について（平成１８年６月 長官官房文書課）
- 文書１１ 防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令（平成１７年防衛庁訓令第３３号）及び防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施について（官房長通知）（官文第２４７０号。１７．３．３０）改正案
- 文書１２ 「防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令」及び「防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施について（官房長通知）」の一部改正（案）について ６／２３（金）官房長説明了
- 文書１３ 防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施につい

- て（官房長通知）（官文第2470号。17. 3. 30）改正案①
- 文書14 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行に伴う個人情報関連資料の取扱いについて（事務連絡。17. 5. 20）
- 文書15 「防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令」及び「防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施について（官房長通知）」の一部改正（案）について 6/22（木）課長説明了
- 文書16 防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施について（官房長通知）（官文第2470号。17. 3. 30）改正案②
- 文書17 「防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の一部改正訓令案」及び「防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施について（官房長通知）（官文第2470号。17. 3. 30）の一部改正案」について（回答）（事務連絡。18. 6. 21）
- 文書18 「防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の一部改正訓令案」及び「防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施について（官房長通知）（官文第2470号。17. 3. 30）の一部改正案」について（照会）（事務連絡。18. 6. 20）
- 文書19 「防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の一部改正訓令案」及び「防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施について（官房長通知）（官文第2470号。17. 3. 30）の一部改正案」について（回答）（事務連絡。18. 6. 20）①
- 文書20 防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令等改正意見について（回答）（事務連絡。18. 6. 20）
- 文書21 個人情報の安全確保に関する訓令等改正案に対する意見について（空幕総務課。18. 6. 20）
- 文書22 「防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の一部改正案」及び「防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施について（官房長通知）（官文第2470号。17. 3. 30）の一部改正案」について（18. 6. 20 海幕総務課能率管理班）
- 文書23 「防衛庁の保有する個人情報等に関する訓令の一部改正案」及び「防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施について（官房長通知）の一部改正案について」について（回答）（事務連絡。18. 6. 20）
- 文書24 「防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の一部改正訓令案」及び「防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓

令の実施について（官房長通知）（官文第2470号。17.3.30）の一部改正案」について（照会）（事務連絡。18.6.19）①

文書25 「防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の一部改正訓令案」及び「防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施について（官房長通知）（官文第2470号。17.3.30）の一部改正案」について（照会）（事務連絡。18.6.19）②

文書26 「防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の一部改正訓令案」及び「防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施について（官房長通知）（官文第2470号。17.3.30）の一部改正案」について（照会）（事務連絡。18.6.19）③

文書27 「防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の一部改正訓令案」及び「防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施について（官房長通知）（官文第2470号。17.3.30）の一部改正案」について（照会）（事務連絡。18.6.19）④

文書28 「防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の一部改正訓令案」及び「防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施について（官房長通知）（官文第2470号。17.3.30）の一部改正案」について（照会）（事務連絡。18.6.19）⑤

文書29 「防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の一部改正訓令案」及び「防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施について（官房長通知）（官文第2470号。17.3.30）の一部改正案」について（回答）（事務連絡。18.6.20）②

文書30 「防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の一部改正訓令案」及び「防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施について（官房長通知）（官文第2470号。17.3.30）の一部改正案」について（照会）（事務連絡。18.6.19）⑥

文書31 「防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の一部改正訓令案」及び「防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施について（官房長通知）（官文第2470号。17.3.30）の一部改正案」について（照会）（回答）（事務連絡。18.6.16）

- 文書 3 2 「防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の一部改正訓令案」及び「防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施について（官房長通知）（官文第 2 4 7 0 号。1 7. 3. 3 0）の一部改正案」について（照会）（事務連絡。1 8. 6. 1 2）
- 文書 3 3 個人情報保護規定・秘密保全規定
- 文書 3 4 防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令（平成 1 7 年防衛庁訓令第 3 3 号）
- 文書 3 5 防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施について（通知）（官文第 2 4 7 0 号。1 7. 3. 3 0）
- 文書 3 6 秘密保全に関する訓令（昭和 3 3 年防衛庁訓令第 1 0 2 号）
- 文書 3 7 秘密保全に関する訓令及び特別防衛秘密の保護に関する訓令の解釈及び運用について（通達）（防防調第 2 2 4 0 号。1 3. 3. 2 6）
- 文書 3 8 秘密保全に関する訓令の実施要領について（通知）（官総第 1 2 7 3 号。4 3. 1 2. 2 7）
- 文書 3 9 秘密保全体制の強化方策に係る関係簿冊の整備について（通知）（事務連絡。1 6. 2. 1 3）
- 文書 4 0 防衛庁文書管理規則（平成 1 2 年防衛庁訓令第 7 4 号）
- 文書 4 1 内部部局における行政文書の管理要領について（通知）（官文第 2 6 5 2 号。1 3. 3. 3 0）
- 文書 4 2 防衛庁文書管理規則の施行について（通達）（防官文第 2 5 1 0 号。1 3. 3. 2 9）
- 文書 4 3 長官官房文書課文書管理担当者等指定一覧表（案）（平成 1 8 年 4 月）
- 文書 4 4 訓令改正に伴う意見提出について（1 8. 6. 6）
- 文書 4 5 防衛庁の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の改正について（1 8. 5. 2 4 海幕総務課能率管理班・担当）
- 文書 4 6 台帳等の整備
- 文書 4 7 メール 個人情報保護担当者連絡調整会議における意見等について（回答）
- 文書 4 8 個人情報保護担当者連絡調整会議（1 8. 5. 1 0 長官官房文書課 情報公開・個人情報保護室）
- 文書 4 9 メール 個人情報安全確保訓令実施通知の改正案について

別表

番号	本件対象 文書	不開示とした部 分	不開示とした理由
1	文書 5 及 び 6	1 枚目の一部 (起案者の内線 番号を除く。)	個人に関する情報であり、これを公に することにより、個人の権利利益を害 するおそれがあるとともに、国の機関 が行う事務に関する情報であり、これ を公にすることにより、事務の適正な 遂行に支障を及ぼすおそれがあること から、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該 当するため不開示とした。
2		1 枚目の起案者 の内線番号	国の機関が行う事務に関する情報であ り、これを公にすることにより、偽計 等の対象とされ、緊急時あるいは必要 な部外との連絡・調整に支障を来すな ど、事務の適正な遂行に支障を及ぼす おそれがあることから、法 5 条 6 号柱 書きに該当するため不開示とした。
3	文書 7 , 2 4 , 2 6 ないし 2 8 及び 3 0	1 枚目の一部 (内線番号を除 く。)	個人に関する情報であり、これを公に することにより、個人の権利利益を害 するおそれがあるとともに、国の機関 が行う事務に関する情報であり、これ を公にすることにより、事務の適正な 遂行に支障を及ぼすおそれがあること から、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該 当するため不開示とした。
4		1 枚目の内線番 号	国の機関が行う事務に関する情報であ り、これを公にすることにより、偽計 等の対象とされ、緊急時あるいは必要 な部外との連絡・調整に支障を来すな ど、事務の適正な遂行に支障を及ぼす おそれがあることから、法 5 条 6 号柱 書きに該当するため不開示とした。
5	文書 1 7	3 枚目 , 5 枚 目 , 7 枚目及び 1 0 枚目のそれ	個人に関する情報であり、これを公に することにより、個人の権利利益を害 するおそれがあるとともに、国の機関

		ぞれ一部（内線番号を除く。）	が行う事務に関する情報であり，これを公にすることにより，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
6		3枚目，5枚目，7枚目及び10枚目のそれぞれ内線番号	国の機関が行う事務に関する情報であり，これを公にすることにより，偽計等の対象とされ，緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
7	文書18	1枚目ないし4枚目のそれぞれ一部（内線番号を除く。）	個人に関する情報であり，これを公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるとともに，国の機関が行う事務に関する情報であり，これを公にすることにより，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
8		1枚目ないし4枚目のそれぞれ内線番号	国の機関が行う事務に関する情報であり，これを公にすることにより，偽計等の対象とされ，緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
9	文書25	1枚目の一部（内線番号を除く。）	個人に関する情報であり，これを公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるとともに，国の機関が行う事務に関する情報であり，これを公にすることにより，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
10		1枚目の内線番号	国の機関が行う事務に関する情報であり，これを公にすることにより，偽計

			等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
1 1		2枚目の一部	情報本部の情報業務に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊における情報業務の実施態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるととも、防衛省・自衛隊の内部における審議、検討又は協議に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条3号及び5号に該当するため不開示とした。
1 2	文書29	2枚目の一部 (内線番号及びメールアドレスを除く。)	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるととも、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
1 3		10枚目の一部 (内線番号を除く。)	
1 4		2枚目の内線番号及びメールアドレス	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
1 5		10枚目の内線番号	
1 6	文書31	3枚目ないし5枚目、7枚目及び15枚目のそれぞれ一部(内	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるととも、国の機関が行う事務に関する情報であり、これ

		線 番 号 を 除 く。)	を公にすることにより，事務の適正な 遂行に支障を及ぼすおそれがあること から，法5条1号及び6号柱書きに該 当するため不開示とした。
17		23枚目の一部 (内線番号及び メールアドレス を除く。)	
18		28枚目の一部 (起案者の内線 番号を除く。)	
19		3枚目ないし5 枚目，7枚目及 び15枚目のそ れぞれ内線番号	
20		23枚目の内線 番号及びメール アドレス	
21		28枚目の起案 者の内線番号	
22	文書32	1枚目及び2枚 目のそれぞれ一 部(内線番号を 除く。)	個人に関する情報であり，これを公に することにより，個人の権利利益を害 するおそれがあるとともに，国の機関 が行う事務に関する情報であり，これ を公にすることにより，事務の適正な 遂行に支障を及ぼすおそれがあること から，法5条1号及び6号柱書きに該 当するため不開示とした。
23		1枚目及び2枚 目のそれぞれ内 線番号	国の機関が行う事務に関する情報であ り，これを公にすることにより，偽計 等の対象とされ，緊急時あるいは必要 な部外との連絡・調整に支障を来すな ど，事務の適正な遂行に支障を及ぼす おそれがあることから，法5条6号柱 書きに該当するため不開示とした。
24	文書33	2枚目の一部 (内線番号を除 く。)	個人に関する情報であり，これを公に することにより，個人の権利利益を害 するおそれがあるとともに，国の機関 が行う事務に関する情報であり，これ
25		3枚目の一部	

			を公にすることにより，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
26		2枚目の内線番号	国の機関が行う事務に関する情報であり，これを公にすることにより，偽計等の対象とされ，緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
27	文書39	12枚目及び13枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり，これを公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるとともに，国の機関が行う事務に関する情報であり，これを公にすることにより，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
28	文書43及び44	1枚目の一部	個人に関する情報であり，これを公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるとともに，国の機関が行う事務に関する情報であり，これを公にすることにより，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
29	文書47	1枚目の一部 (内線番号，FAX番号及びメールアドレスを除く。)	個人に関する情報であり，これを公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるとともに，国の機関が行う事務に関する情報であり，これを公にすることにより，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
30		2枚目及び9枚目のそれぞれ一部	
31		1枚目の内線番号，FAX番号	

		及びメールアドレス	等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
32		32枚目の一部及び33枚目の全て	情報本部の情報業務に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊における情報業務の実施態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるととも、防衛省・自衛隊の内部における審議、検討又は協議に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条3号及び5号に該当するため不開示とした。
33	文書49	1枚目及び11枚目のそれぞれ一部（内線番号及びメールアドレスを除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるととも、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
34		2枚目の一部	
35		1枚目及び11枚目のそれぞれ内線番号及びメールアドレス	